

ミツウロコガスプランの供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

特定商取引法第 4 条及び第 18 条に基づく表示事項（これら以外の項目は申込書をご参照ください）

【ガスの供給】

内容	該当箇所
① 分量 (契約期間、ガス使用量の計算)	重要事項説明書：2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約（4） 重要事項説明書：3. 請求金額の計算方法等（2）
② 販売対価、価格	重要事項説明書：3. 請求金額の計算方法等（2） 重要事項説明書：別表 料金表
③ 支払時期、方法	重要事項説明書：3. 請求金額の計算方法等（3）（4）
④ 引き渡し、提供時期	重要事項説明書：2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約（2）（3）
⑤ 申込の撤回、解除	重要事項説明書：5. 当社からの申し出による需給契約の解約等

I. ミツウロコガスの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめ株式会社ミツウロコヴェッセル中部（以下、「ミツウロコ」といいます）が定めるミツウロコガス需給約款（以下「需給約款」といいます。）、お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送供給約款等」といいます。）および（別表 1）に掲げるミツウロコガス料金単価表（以下「料金表」といいます。）を承諾のうえ、次の事項を明らかにして、ミツウロコ指定の様式によってお申込みをいただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、ミツウロコが必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・託送供給約款等に定める需要家に関する事項を遵守すること
 - ・ミツウロコが法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、ミツウロコが当該一般ガス導管事業者および託送供給依頼者から提供を受けること
- (3) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送供給約款等に定めるところによるものといたします。
- (4) ミツウロコは、ガス事業法第 14 条（供給条件の説明等）およびガス事業法 15 条（書面の交付）につきましては、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代え、ミツウロコの都市ガスのホームページ（<https://service.mitsuurokogas.jp/city-gas>）等に掲載する方法により提供をいたします。

2. 加入要件、契約の成立、契約期間、解約

- (1) 需給契約は、お客さまからのお申込みをミツウロコまたはミツウロコの委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。
- (2) 当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。
- (3) 契約期間は、需給契約成立日から開始し、ガスの供給を開始した日（原則としてガス料金適用開始の日）から起算して 1 年後の日までといたします。

※但し、お客さまが需給契約の契約期間満了以前にミツウロコと締結した需給契約を解約する場合（お客さまが中途解約通知をすることなく需要場所から移転する等、ガスを使用していないことが明らかな場合において、需給契約が終了する場合を含みます。）または料金の未払い等を理由にミツウロコが需給契約を解約する場合には、需給契約の廃止または解約に要する費用に相当する金額を申し受けます。詳細は、需給約款 32（需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け）をご参照ください。
- (4) 契約期間満了の 1 ヶ月前に先立って、お客さままたはミツウロコから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (5) お申込みにとりまう不利益事項
契約先を、他社からミツウロコへ変更するにあたり、以下のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
 - ・現在のガス需給契約を解約すると現在お客様がご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約においてポイント等の特典がある場合には解約にとりまう当該特典が失効する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において附帯サービス等をご契約されている場合には解約にとりまう当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には解約にとりまう、継続利用期間が消滅する可能性があります。
 - ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内
月々の料金、ご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、ミツウロコより WEB にてお知らせいたします。
- (2) 料金の計算方法

ガス料金は、使用量に応じて、以下の算定式により計算します。

ガス料金＝基本料金＋ガスご使用量×（基準単位料金±原料費調整単価※）

※需給約款 3（定義）(24)に定める平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合は原料費調整単価を減算し、平均原料価格が基準平均原料価格以上の場合は原料費調整単価を加算します。

基本料金および基準単位料金は料金表に定める供給エリアごとの A 表から H 表の各料金によるものとし、原料費調整単価は（別表 2）原料費調整単価のとおりとします。原料費調整単価は、毎月ミツウロコグリーンエネルギー株式会社のウェブサイトでお知らせいたします。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金（16（工事費負担金等相当額の申受け等）に基づき支払う費用を含み、以下本柱書において同じです。）を支払わない場合は、ミツウロコは支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となる料金からその消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額を延滞利息として申し受けることがあります。

・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日は、託送供給約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開

始（もしくは解約）した場合等は、料金の算定期間の日数に応じて、日割計算により基本料金を算定いたします。なお、従量料金は、料金表のとおりとします。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をミツウロコが受領し、ミツウロコにてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。また他の契約（電気プランも含みます。）の料金と一括してお支払いいただく場合の支払期日は、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、この場合の電気料金の支払期日は、一括してお支払いいただく料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

(4) ガス料金の支払方法

- ・ガス料金は、振込（銀行・コンビニ）、口座振替、クレジットカード払い、の3種類の方法からご選択いただけます。
- ・新たに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込でのお支払いとなります。
- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払の場合は、当社が指定した回収代行会社を通じて支払っていただきます。
- ・銀行振込、コンビニ支払の場合、当社が指定した様式による当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払っていただきます。

なお、払い込みによる支払をされる場合に要する費用はお客さまに負担していただきます。

(5) 各種手数料

- ・請求書の発行を希望する場合または口座振替もしくはクレジットカードでの支払いができない等の理由により払込みによる支払いをされる場合等には、ミツウロコは、請求書の発行に係る費用に相当する金額（200円（税別）/月）の手数料を申し受けます。
- ・ミツウロコは、需給約款23（供給または使用の制限等）(1)の供給の一時停止および需給約款24（供給の制限等の解除）(1)の供給の再開に基づく閉栓および再開に際し、5,000円（税別）の閉開栓手数料を申し受けます。
- ・圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合において、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置する際に必要となる費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）はお客さまに負担していただきます。

4. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ミツウロコは類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量；44メガジュール 標準熱量；45メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5キロパスカル 最低圧力；1.0キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7
- (4) 役務の種類 低圧のガスの供給

5. 需給契約の解約

(1) (1) お客さまによる解約

イ お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、14日前までにミツウロコに通知していただきます。その場合、ミツウロコヴェッセルカスタマーセンター（電話番号：0120-504-495、受付時間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く））までご連絡ください。

ロ 需給契約は、需給約款31（解約等）および次の場合を除き、お客さまがミツウロコに通知された廃止期日に消滅いたします。

- ・ミツウロコがお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が廃止するものといたします。
- ・当社の責めによらない事由により、ミツウロコおよび当該一般ガス導管事業者が供給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- ・ミツウロコとの需給契約を廃止し、他のガス小売事業者との需給契約等に基づき当該需要場所において引き続きガスを使用される場合は、お客さまとミツウロコとの協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします

(2) ミツウロコによる解約

イ ミツウロコは、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）に従い需給契約を解約することができます。

- ・需給約款23（供給または使用の制限等）によってガスの供給を制限等されたお客さまがミツウロコの定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ミツウロコと他の契約（電気の需給契約を含みます。また、既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払期日を経過してもなお支払われない場合
- ・振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について、銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ・破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受けまたは自ら行なった場合
- ・強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ・公租公課の滞納処分を受けた場合
- ・需給約款または料金表の適用を受けられなくなった場合
- ・ミツウロコが債権譲渡先よりお客様の債権に関し買取停止の通知を受けた場合
- ・需給約款、託送供給約款等、関連法令、条例、規則等に反した場合
- ・託送供給約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ・お客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあるとミツウロコが認めた場合
- ・ミツウロコの書面による承諾を得ずに、需給契約より生じる一切の権利および義務の一部または全部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせまたは担保に供した場合
- ・お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合
 - ・暴力的な要求行為

- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ・長時間の及ぶ理不尽な電話、大量の電子メール等により、当社の正常な業務を妨害する行為
 - ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ・その他前各項目に準じる事由が生じた場合
- ロ イにより、ミツウロコが需給契約を解約する場合は、需給契約の解約の日に供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。なお、25（需要場所への立入りによる業務の実施）の規定にかかわらず、需要場所への立ち入りに管理者の解錠等の作業を必要とする場合、当社が、物件の管理者の協力を得て解錠等し、メーターガス栓のある共用部に立ち入り、供給を終了するための処置を行うことをお客様は予め承諾するものとします。
- ハ お客様が、需給約款 30（需給契約の廃止）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転する等、ガスを使用していないことが明らかな場合には、ガスを使用していないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
6. 需給契約消滅後の関係
- (1) 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
- (2) お客様は、当該一般ガス導管事業者が需給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客様の承諾を得て、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。
7. 需要場所への立入りによる業務の実施
- お客様は、ミツウロコまたは当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、正当な理由がない限り承諾するものといたします。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (1) 開栓および閉栓のための作業
 - (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
 - (3) その他の需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
 - (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
 - (5) その他保安上必要な業務
8. 保安に対するお客様の協力
- お客様は、次の事項を承諾するものといたします。
- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
 - (2) ガスの供給または使用が中断された場合、ミツウロコ、または当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客様にマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
 - (3) お客様は、10.（供給施設等の保安責任）(3)および11.（周知および調査業務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
 - (4) ミツウロコまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
 - (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、ミツウロコを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
 - (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
 - (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協力を求めることがあります。
 - (8) 定期調査、定期通知、開閉栓作業および当該一般ガス導管事業者から連絡があった際の消費機器の事故対応については、当社から委託する委託先業者が行います。
9. 供給の制限等
- (1) ミツウロコまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、そのお客様についてガスの供給を制限等させていただくことがあります。
 - ・需給約款 25（需要場所への立入りによる業務の実施）に反してミツウロコまたは当該一般ガス導管事業者の係員の行なう作業を正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
 - ・ガスを不正に使用した場合または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ・お客様がガス工作物を故意または重大な過失により損傷し、または亡失させた場合
 - ・需給約款 38（保安に対するお客様の協力）(5)および39（お客様の責任）(4)に反した場合
 - ・その他需給約款または料金表に反し、その旨を警告しても改めない場合
 - (2) ミツウロコまたは当該一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客様に使用を制限等していただくことがあります。
 - ・災害等その他の不可抗力による場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ・ガス工作物の修理その他工事实施のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合（需給約款 38（保安等に対するお客様の協力）の処置をとる場合を含みます。）
 - (3) (1) (2) の場合には、ミツウロコまたは当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様にお知らせすることがあります。

10. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

11. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、ミツウロコは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) ミツウロコは、(2) の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

12. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、需給約款 37 (周知および調査義務) (1) によりミツウロコがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめミツウロコの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用 (設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの) といたします。をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ・ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ・ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ・ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。
 - ・ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ・ 当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第 62 条が定める次の事項について遵守していただきます。
 - ・ お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

13. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ミツウロコを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

14. 消費段階におけるガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をミツウロコに提供することについて、承諾するものといたします。

15. 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16. 工事費負担金等相当額の申受け等

ミツウロコは、当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

17. その他

- ・ 上記に記載のない事項の取扱い、ミツウロコが定める需給約款および料金表の供給条件によります。

- ・ミツウロコは、需給約款および料金表の料金プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、一定期間ミツウロコのウェブサイトに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものいたします。
- ・需給約款および料金表の料金プランの供給条件の内容は、ミツウロコのウェブサイトで確認することができます。
- ・お客さまが需給契約の変更を希望する場合には、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

18. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更とともにない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

19. 上記以外のプランごとの重要事項

◆東京床暖プラン（東京ガス供給エリア）

（1）加入要件

家庭用ガス温水床暖房機器をご使用していること。

（2）精算

当該プランを適用されるお客さまが、家庭用ガス温水床暖房機器をご使用されずにガスを使用した場合、ミツウロコは、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、まる得プラン(主契約料金表)にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

（3）その他

家庭用ガス温水床暖房機器を取り外しされる場合は、18.（各種お手続き、お問い合わせ）に準じて、ミツウロコに申し出ていただきます。

◆まる得ガス暖プラン（東邦ガス供給エリア）

（1）加入要件

風呂、給湯に高効率給湯器または温水機器を使用し、あわせて調理機器及び暖房機器を使用されること。

（2）精算

当該プランを適用されるお客さまが、高効率給湯器、温水機器、調理機器、暖房機器をご使用されずにガスを使用した場合、ミツウロコは、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、まる得プラン(主契約料金表)にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

◆西部ガス暖プラン（西部ガス供給エリア）

（1）加入要件

風呂・給湯に給湯機器を使用し、併せて厨房機器・暖房機器を使用すること

（2）精算

当該プランを適用されるお客さまが、給湯機器、厨房機器、暖房機器をご使用されずにガスを使用した場合、ミツウロコは、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、西部標準プラン(主契約料金表)にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

Ⅱ. でんき・ガスセット割の供給条件における重要事項

- ・まる得プラン、まる得プラン・ビジネス、まる得ガス暖プラン、東京標準プランC、東京標準プラン・ビジネスC、東京床暖プランC、京葉標準プランC、関西標準プランC、関西標準プランXC、西部標準プラン、西部ガス暖プランの適用を受け、かつミツウロコが指定する電気のプラン（ミツウロコの都市ガスのホームページでお知らせします。）を同一の需要場所において締結し、電気料金とガス料金を一括して請求できるお客さまに適用し、請求金額から毎月 100 円（税別）を割引いたします。ただし、電気またはガスのご使用が廃止された時点でこの供給条件も終了となります。

◆ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

ミツウロコヴェッセルカスタマーセンター

電話番号：0120-504-495 [受付時間：9:00～17:00（土、日、祝、年末年始除く）]

<https://city-gas.mitsuurokogas.jp/contact/>ミツウロコガス需給約款も本 URL にてご覧いただけます

●ご記入いただいたお客さまの個人情報は、ガス事業をはじめとするミツウロコの定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。（個人情報の利用目的は、ミツウロコのホームページの個人情報保護方針

（<https://service.mitsuurokogas.jp/privacy>）でもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。）

【販売事業者】

会社名：株式会社ミツウロコヴェッセル中部

本社所在地：〒454-8514

愛知県名古屋市中川区広川町 5-1

電話番号：052-361-1271

受付時間帯：9:00～17:00

（土・日・祝日、年末年始を除く）]

○クーリング・オフに関する事項 本契約が、当社、または当社の代理店等による訪問及び電話勧誘販売による場合、お客様はクーリング・オフの適用を受けることができます。

詳細は申込書裏面記載のとおりとします。

【ガス小売事業者】

会社名：ミツウログリーンエネルギー株式会社

本社所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋 2 丁目 11 番 2 号

ガス小売事業者登録番号：A0080

電話番号：03-6758-6311

受付時間帯：9:00～17:00

（土・日・祝日、年末年始を除く）]

(別 表)

ミツウロコガス料金単価表

◆東邦ガス供給エリア

(1) まる得プラン (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

(2) まる得プラン・ビジネス (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から20m³まで	736.23	204.20
B表	20m³をこえ50m³まで	1,541.21	163.95
C表	50m³をこえ100m³まで	1,778.33	159.21
D表	100m³をこえ250m³まで	2,015.43	156.84
E表	250m³をこえ500m³まで	2,568.69	154.62
F表	500m³をこえる場合	6,895.97	145.97

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

(3) まる得ガス暖プラン (消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
暖房期	A表	0m³から20m³まで	938.96	166.78
	B表	20m³をこえ50m³まで	1,200.37	153.71
	C表	50m³をこえ70m³まで	1,200.37	153.71
	D表	70m³をこえる場合	2,902.24	129.39
暖房期を除く期間	A表	0m³から20m³まで	736.23	198.37
	B表	20m³をこえ50m³まで	1,511.58	159.61
	C表	50m³をこえ70m³まで	1,738.81	155.06
	D表	70m³をこえ100m³まで	1,738.81	155.06
	E表	100m³をこえ250m³まで	1,956.16	152.89
	F表	250m³をこえ500m³まで	2,499.54	150.71
	G表	500m³をこえる場合	6,698.38	142.31

*料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「暖房期を除く期間」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「暖房期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

◆大阪ガス供給エリア

(1) 関西標準プランC (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から20m³まで	736.23	169.56
B表	20m³をこえ50m³まで	1,323.86	140.18
C表	50m³をこえ100m³まで	1,586.66	134.92
D表	100m³をこえ200m³まで	2,012.47	130.66
E表	200m³をこえ350m³まで	3,401.54	123.72
F表	350m³をこえ500m³まで	3,719.67	122.82
G表	500m³をこえ1000m³まで	6,772.48	116.71
H表	1000m³をこえる場合	7,088.63	116.40

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

(2) 関西標準プランXC (2026年10月1日より新規受付を開始しております) (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から20m³まで	1,294.95	143.56
B表	20m³をこえ50m³まで	1,372.55	139.68
C表	50m³をこえ100m³まで	1,629.60	134.53
D表	100m³をこえ200m³まで	2,065.13	130.18
E表	200m³をこえ350m³まで	3,454.17	123.23
F表	350m³をこえ500m³まで	3,769.90	122.33
G表	500m³をこえ1000m³まで	6,825.40	116.22
H表	1000m³をこえる場合	7,135.80	115.91

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

◆京葉ガス供給エリア

(1) 京葉標準プランC (消費税込)

ガス料金	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から20m³まで	910.23	159.47
B表	20m³をこえ100m³まで	1,082.46	150.86
C表	100m³をこえ350m³まで	1,835.61	143.33
D表	350m³をこえる場合	6,107.54	131.12

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

◆東京ガス供給エリア

(1) 東京標準プランC (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から20m³まで	879.91	165.34
B表	20m³をこえ80m³まで	1,167.40	150.96
C表	80m³をこえ200m³まで	1,337.77	148.83
D表	200m³をこえ500m³まで	1,976.65	145.64
E表	500m³をこえ800m³まで	6,235.85	137.12
F表	800m³をこえる場合	12,198.73	129.67

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

(2) 東京床暖プランC (消費税込)

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
冬期	A表	0m³から20m³まで	170.60
	B表	20m³をこえ80m³まで	145.30
	C表	80m³をこえる場合	134.30
その他期	A表	0m³から20m³まで	170.60
	B表	20m³をこえ80m³まで	155.75
	C表	80m³をこえ200m³まで	153.55
	D表	200m³をこえ500m³まで	150.25
	E表	500m³をこえ800m³まで	141.45
	F表	800m³をこえる場合	133.75

*料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

■ 割引種別の各適用条件および割引率 (東京床暖プランに適用)

割引種別	適用条件	割引率
エコ給割	床暖房と高効率給湯器をご使用の場合	3%
浴暖割	床暖房と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	3%
ダブル割	床暖房と高効率給湯器と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	6%

*割引種別は、各適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。
なお、割引の適用範囲は基準単位料金のみに限られ、原料費調整額には適用されません。

◆西部ガス供給エリア

(1) 西部標準プラン (消費税込)

ガス料金	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
A表	0m³から15m³まで	885.61	239.36
B表	15m³をこえ30m³まで	1,099.01	225.14
C表	30m³をこえ100m³まで	1,515.14	211.27
D表	100m³をこえる場合	2,101.99	205.40

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

(1) 西部ガス暖プラン (消費税込)

ガス料金表		1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	基準単位料金(円/m³)
冬期	A表	0m³から15m³まで	913.00	246.26
	B表	15m³をこえ20m³まで	1,133.00	231.60
	C表	20m³をこえ60m³まで	1,518.00	212.35
	D表	60m³をこえる場合	5,764.00	142.74
その他期	A表	0m³から15m³まで	913.00	246.26
	B表	15m³をこえ20m³まで	1,133.00	231.60
	C表	20m³をこえ589m³まで	1,518.00	212.35
	D表	589m³をこえる場合	2,167.00	211.25

*料金算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

※基準単位料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPにて掲載をしております。)

■ 割引種別の各適用条件および割引率 (西部ガス暖プランに適用)

割引種別	適用条件	割引率
エコ給割	高効率給湯器をご使用の場合	2%
浴暖割	浴室乾燥暖房機をご使用の場合	5%
ダブル割	高効率給湯器と浴室乾燥暖房機をご使用の場合	7%

*割引種別は、各適用条件を満たし、お客さまからのお申し込みにもとづき適用いたします。
なお、割引の適用範囲は基準単位料金のみに限られ、原料費調整額には適用されません。

(別 表 2)

原料費調整単価

1 原料費調整単価の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。
なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格＝A×α＋B×β

A＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L N G 価格
B＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 L P G 価格
α＝東京ガス：0.9088、京葉ガス：0.7430、東邦ガス：0.9576、大阪ガス：0.9476、西部ガス：0.9423
β＝東京ガス：0.0987、京葉ガス：0.0864、東邦ガス：0.0466、大阪ガス：0.0569、西部ガス：0.0620

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格（東京ガス：86,100 円、京葉ガス：72,310 円、東邦ガス：83,350 円、大阪ガス 64,090 円、西部ガス：85,350 円）を下回る場合

原料費

調整単価 = (基準平均原料価格 - 平均原料価格) × $\frac{0.081}{100}$ × (1+消費税率)

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格（東京ガス：86,100 円、京葉ガス：72,310 円、東邦ガス：83,350 円、大阪ガス 64,090 円、西部ガス：85,350 円）以上の場合

原料費

調整単価 = (平均原料価格 - 基準平均原料価格) × $\frac{0.081}{100}$ × (1+消費税率)

なお、原料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

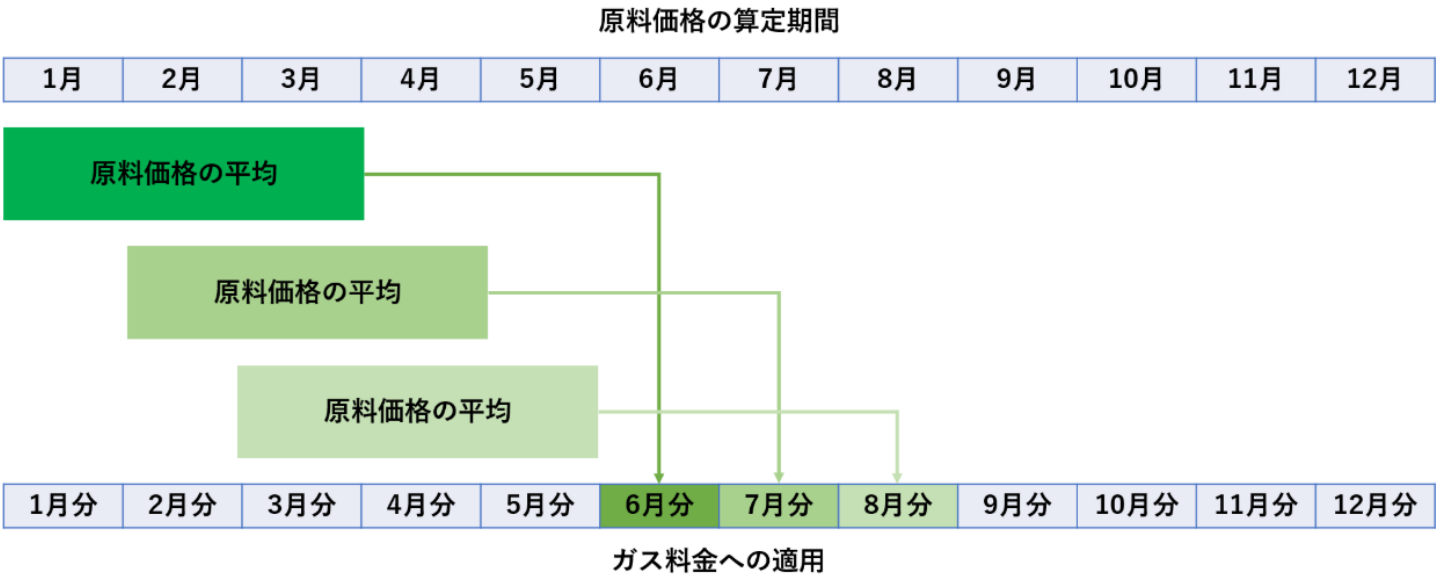
(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（閏年となる場合は、2 月 29 日）に属する料金算定期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間

平均原料価格算定期間と原料費調整単価適用期間の関係図（例）



2 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(3)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。